

1 計画の策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成19年9月27日 ～10月14日	市民アンケートの実施 18歳以上の市民3,000名へ 郵送配布・郵送回収
9月28日 ～10月14日	福祉関係者、団体向けアンケートの実施 福祉関係者及び団体229件へ 郵送配布・郵送回収
10月21日	福祉まつりでのアンケート実施 来場者に直接協力を依頼
平成20年4月18日	幹事会・分科会の発足
5月8日	第1回 幹事会、分科会合同開催 丹羽氏講演、地域福祉計画の概要、策定体制、今後の予定についてなど
5月19日	第1回 策定協議会・計画諮問 丹羽氏講演、地域福祉計画の概要、策定体制、今後の予定についてなど
6月7日	市民たすけあいフォーラム 講演会、パネルディスカッション
6月19日～6月28日	第1回 地域会議 地区の現状の分析など
6月17日～6月25日	事業者連絡会 計画の説明と意見聴取など
6月20日	小中学校からの意見聴取と取組案の作成依頼 市内の小中学校29校へ依頼
6月26日	第2回 分科会 計画の体系、他の福祉関係計画との関連、福祉圏域と地域資源の整理など
7月1日～7月4日	民生委員児童委員に取組案の作成依頼 地区民協（8地区）ごとに依頼
7月4日	健康とやすらぎ推進本部会 1次計画の実施状況の報告と2次計画の策定状況の報告
7月15日	第1回 関係団体会議 丹羽氏講演、団体の現状発表、ワークシートの説明など
7月10日～7月19日	第2回 地域会議 地区の課題の抽出
7月17日	第3回 分科会 計画の体系
8月8日	第2回 関係団体会議 団体の発表及び取組案の作成依頼など
8月12日	第4回 分科会 地域会議等からの課題の施策への取り込み及び第5章について
8月21日	第5回 分科会 第1章、第3章について
8月27日	福祉事業者取組案作成依頼 福祉事業者への取組案の作成依頼
8月28日	第2回 幹事会 第1章、第3章、第5章について
9月30日	第6回 分科会 素案の審議(計画書の骨子)について

資 料

年 月 日	策 定 経 過
10月9日	第3回 幹事会 素案の審議(計画書の骨子)について
10月23日	第2回 策定協議会 素案の審議(計画書の骨子)について
10月30日	第7回 分科会 計画書原案について
11月13日	第4回 幹事会 計画書原案について
11月20日	市幹部会への報告 進捗状況の報告
12月11日	第3回 策定協議会 計画書原案について
12月15日~1月15日	パブリックコメントの受付 広報とホームページへの掲載
平成21年1月30日	第8回 分科会 計画書答申案(パブリックコメントの取り扱いを含む)
2月10日	第5回 幹事会 計画書答申案(パブリックコメントの取り扱いを含む)
2月25日	第4回 策定協議会・答申 計画書答申案(パブリックコメントの取り扱いを含む)
3月13日	経済福祉部会 計画書説明
3月23日	健康とやすらぎ推進本部会 計画書説明
4月1日	計画制定・施行

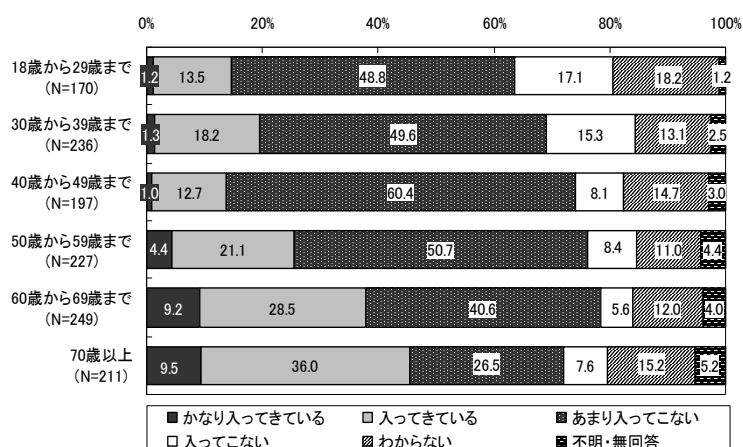
2 アンケート結果の概要

1 福祉に関する意識について

●「福祉」という言葉から思い浮かぶこととして、「介護」「高齢者」が6割を超えて高くなっています。次いで、「助け合い」や「施設」「ボランティア」「障害者（児）」などがあがっており、住民同士の支え合いなどもイメージとして浮かんでくることがうかがえました。

●福祉に関する知りたい情報としては、「高齢者や障害者（児）」についてのサービス情報が最も高く、次いで「介護保険についての情報」が高くなっていましたが、年齢によって違いもみられ、子育て中の親が多いと考えられる30歳代では「子育てについての情報」が最も高くなっていました。高齢者や介護についての情報を知りたいという割合は、若い世代においても高くなっており、将来のため、あるいは現在の介護のために情報が必要とされていることも考えられます。

●福祉に関する情報について、全体的に「あまり入ってこない」と回答している方が多くなっています。60歳以上の方では3割以上が「入ってきている」（「かなり入ってきている」と「入ってきている」の合計）と考えているものの、60歳以下の年齢層では「入ってきている」と考えている割合は低くなっており、特に40歳代ではわずか13.7%と非常に低くなっています。



こうした結果から、実際には知りたい情報があまり入手できていないという状況がうかがえ、今後、情報提供をどのように行うかについて検討していくことが必要です。

●現在の福祉に関する情報の入手先としては「広報あんじょう」が7割を超えて高くなっており、多くの方が活用しているということがわかりました。また、「町内会の回覧板」や「社会福祉協議会の広報紙」「テレビ・ラジオ」などが3割程度で、同様の割合となっていました。

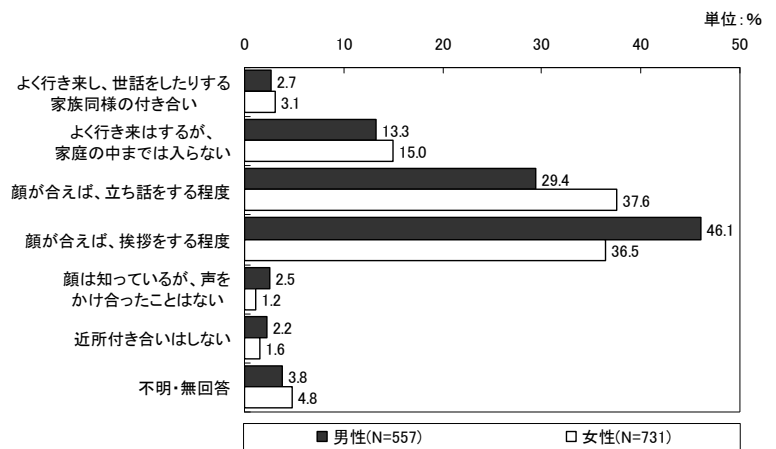
●福祉の充実のために、財源である税金などの負担と地域活動・ボランティア活動への参加などの協力についての考えとしては、「税金などの負担の増加は好ましくないが、地域活動などへは参加するべきである」が半数を超えており、次いで高いのが「税金などの負担の増加はやむを得ないし、地域活動などへも参加するべきである」となっていました。税金などの負担増加については、肯定・否定意見の両方がみられますが、いずれにしても地域活動への参加は必要であると考えられる方が多いことがわかりました。

2 近隣との付き合い

●近隣の人との付き合いの程度については、全体的に「顔が合えば、挨拶をする程度」が4割、「顔が合えば、立ち話をする程度」が3割を超えるなど高くなっています。自ら家を訪問するというほどの深い付き合いではないものの、近所で会えば挨拶や話をする程度となっています。

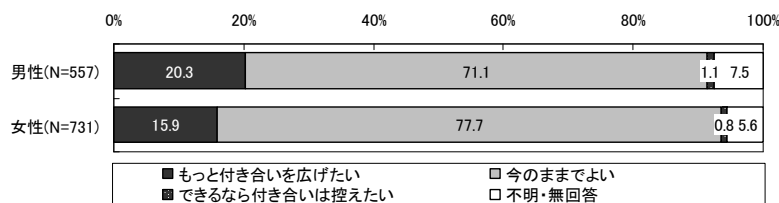
また、年齢層による違いがみられ「70歳以上」で「よく行き来はするが、家庭の中までは入らない」が31.3%

であるのに対し、「18歳から29歳まで」では4.7%となっています。若年齢層よりは高年齢層が、比較的深い近所付き合いをしていることがうかがえます。付き合いがほとんどない理由については、「かかわる機会や時間がないから」が半数を超えて最も高くなっています。



●今後の付き合いとしては「今のままでよい」が全体的に7割以上となっています。

また、男性で「もっと付き合いを広げたい」が2割を超えて女性より高く、男性の方が現状よりも広げていきたいという希望があることがわかります。

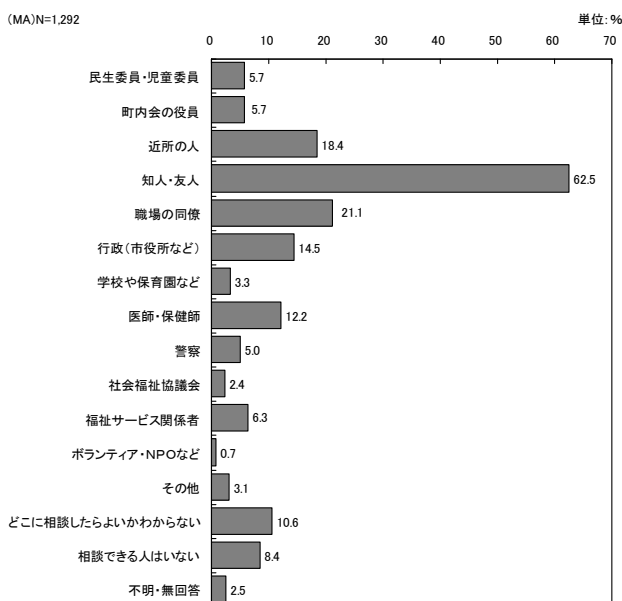
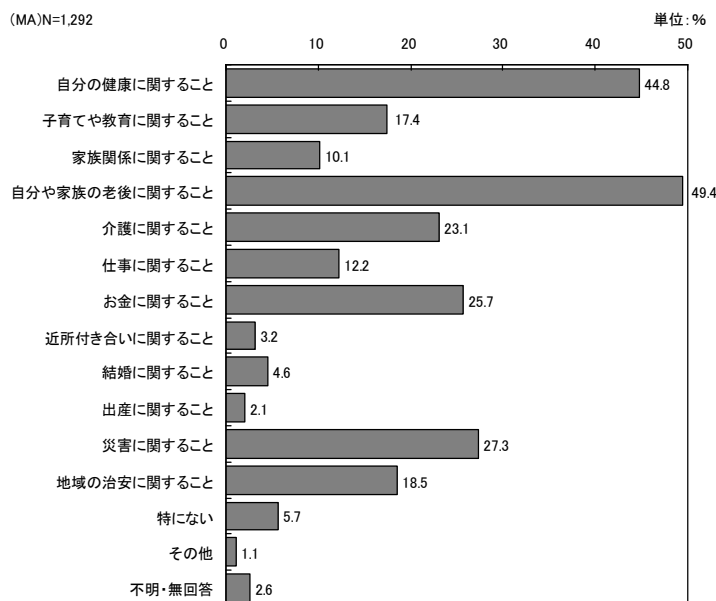


3 相談相手

● 毎日の暮らしの中での悩みや不安に関しては、「自分や家族の老後に関すること」が約半数となっており「自分の健康に関すること」も4割を超えて高くなっています。

また、年齢別でも違いがみられ、それぞれ生活環境によって不安と感ずることが異なっています。

30歳代では「子育てや教育に関すること」が最も高くなっているなど、不安に思うことと、知りたい情報の内容も一致してくる傾向にあります。



● 毎日の暮らしの中で困ったり不安を感じたときに相談する相手としては、「知人・友人」が最も高くなっていますが、それ以外の回答としては「職場の同僚」が若年齢層で高くなっており、「行政」や「近所の人」が高年齢層で高くなっているなど、年齢層により違いがみられます。

また、70歳以上では「民生委員児童委員」や「町内会の役員」など、地域の人を相談相手としている割合が他の年齢層より高くなっています。

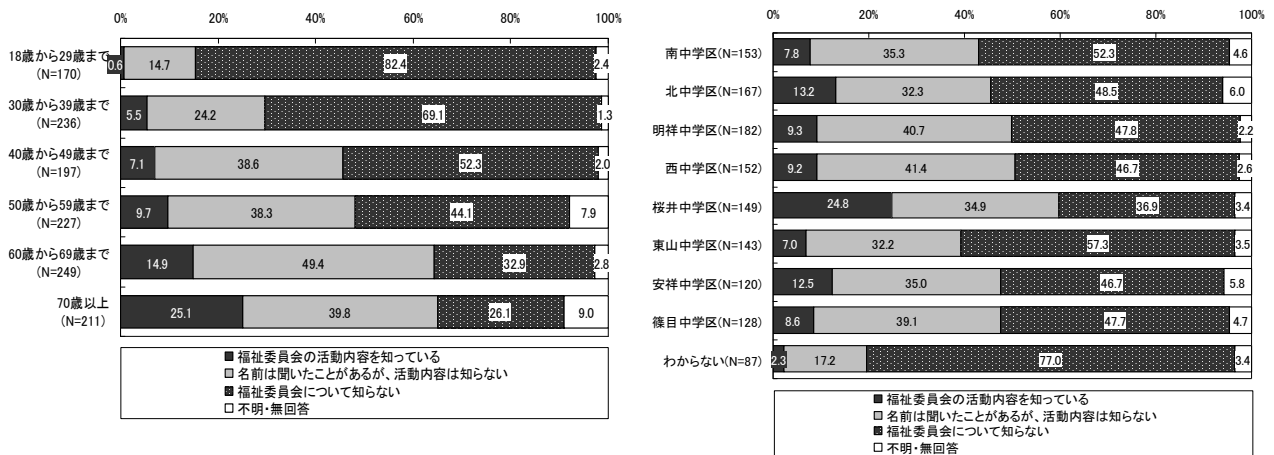
● 困っている世帯に対してできることとしては、「安否の声かけ」が6割を超えて最も高く、「話し相手」や「日頃の見守り」も高くなっていました。また、「福祉まつりアンケート」の結果で、まちで困っている人を見かけた時に手助けをしているかについてみると、「すすんで手助けしている」が45.5%と、半数近くの方が自主的に行動していることがわかりました。

● 一方で、困ったときにしてほしいこととしては、できることと同じ項目が高くなっているのに加え、「ちょっとした買い物」や「病院・学校などへの送り迎え」「短時間の子どもの預かり」などが高くなっていました。

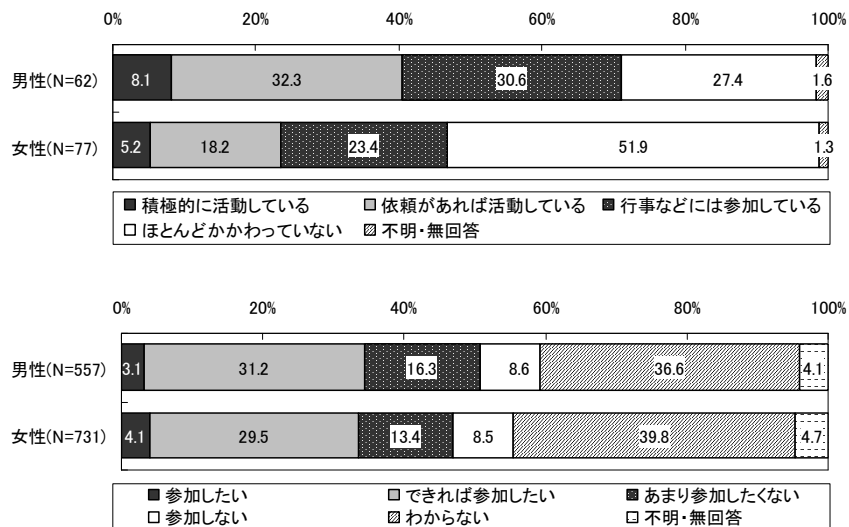
4 住民主体による町内福祉活動・自主防災活動

●町内福祉委員会の認知度について、名前を聞いたことがある方は3割程度となっており、活動内容まで知っているという方は、1割程度となっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて、認知度も高くなっており、若い人への周知があまり進んでいない現状がうかがえます。また、地区によっても認知度は異なり、桜井中学区では「福祉委員会の活動内容を知っている」が24.8%で、他の地区と比較して最も高くなっています。



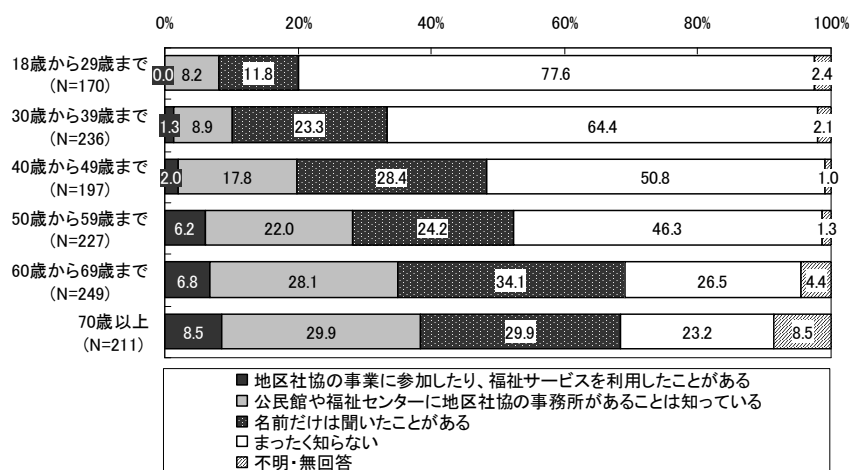
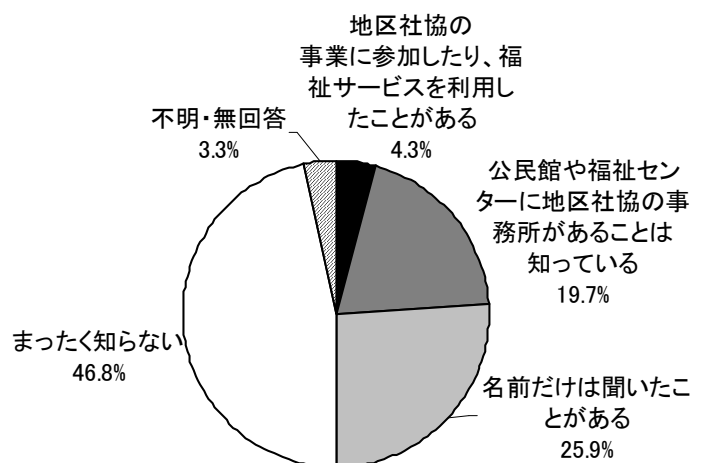
●町内福祉委員会の活動にかかわっているかどうかについて、「活動している」(「積極的に活動している」と「依頼があれば活動している」の合計)は30.5%となっています。また、活動している割合は、男性が女性を17.0ポイント上回っています。しかし、今後の参加意向については、「参加したい」と「できれば参加したい」の合計は男女でほぼ同じ割合となっており、まだ女性の参加は進んでいない現状があります。



●社会福祉協議会の認知度については、「公民館や福祉センターに地区社協の事務所があることは知っている」と「名前だけは聞いたことがある」の合計は45.6%となっていますが、実際に利用したことがある割合は、4.3%と低くなっています。

年齢別にみると、年齢が上がるにつれて認知度や利用率も高くなっており、年齢の高い方が社会福祉協議会における事業やサービスなどを、より必要としているということも考えられます。

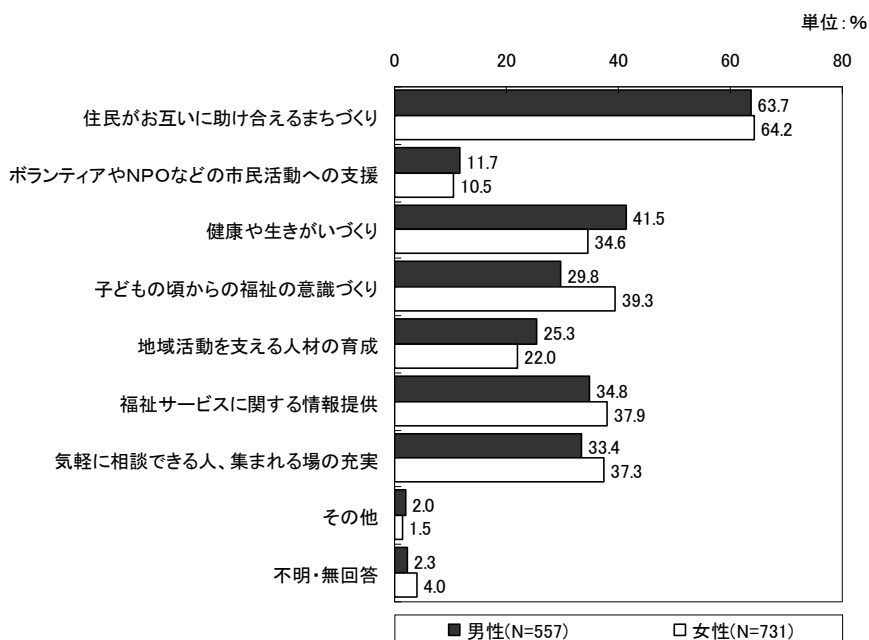
(SA)N=1,292



●地域福祉を進めるうえでの重点は、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が6割を超えて最も高くなっています。男女別にみると、「健康や生きがいづくり」（男性：41.5%、女性：34.6%）や「子どもの頃からの福祉の意識づくり」（男性：29.8%、女性：39.3%）など、男女で考え方にやや違いがみられるところもあります。年齢別にみると、「健康や生きがいづくり」においては50歳以上が45%を超え、「子どもの頃からの福祉の意識づくり」においては、子育て中の親が多いと考えられる30歳代で4割を超えているなど、年齢によっても差がでてきます。

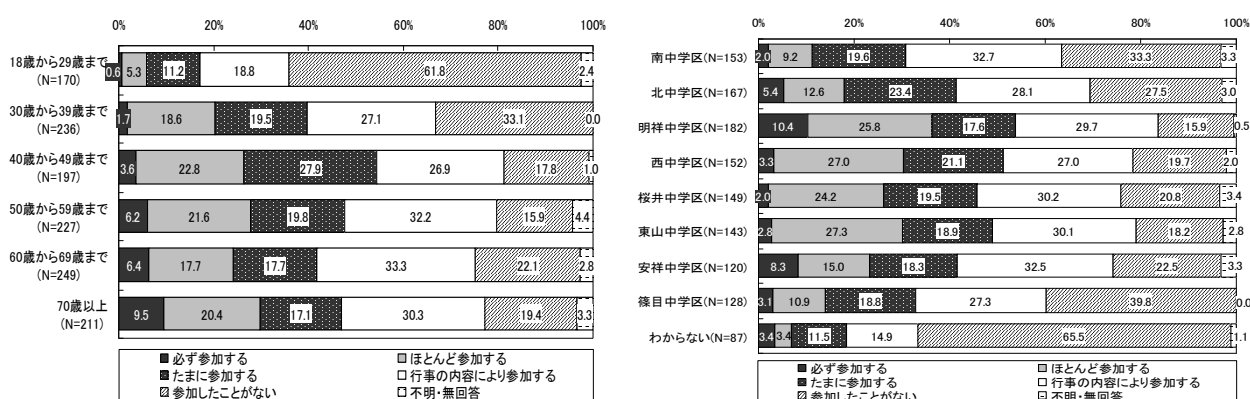
しかし、男女や各年齢共通して、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が最も高くなっています。

「福祉まつりアンケート」の結果においても、福祉を充実させるために必要なこととして、半数以上の方が「近所の人やまわりの人がすすんで協力して、みんなが助け合って住みよくしていく」と回答していたことから、地域住民のつながりは性別や年齢等に関係なく重要であると考えられていることがわかります。

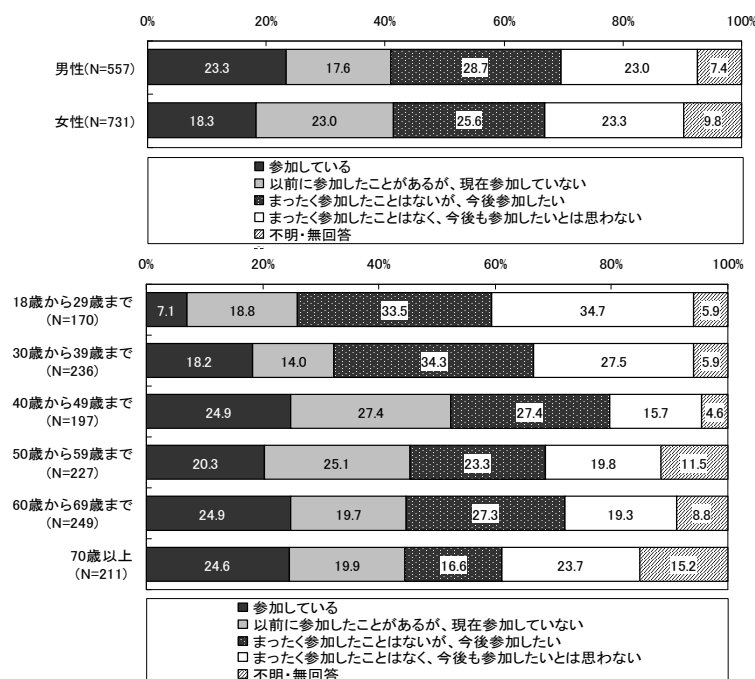


5. 社会活動、ボランティア・NPO活動への参加

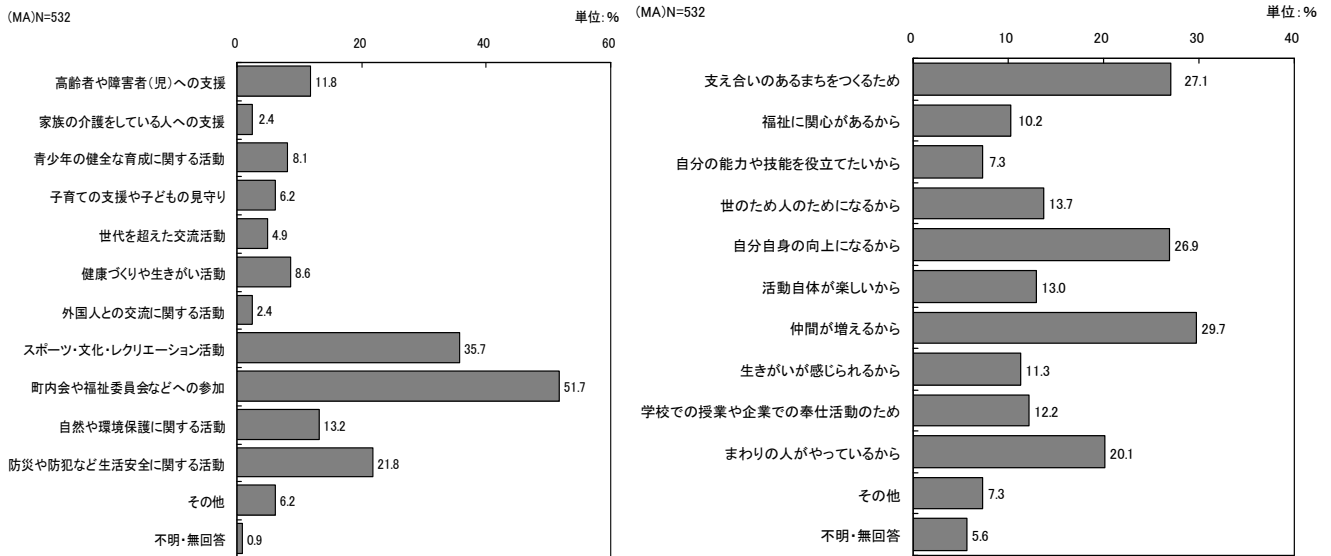
●地域の行事への参加については、「参加する」（「必ず参加する」「ほとんど参加する」「たまに参加する」「行事の内容により参加する」の合計）割合は7割を超えており、その中でも「行事の内容により参加する」が最も高くなっています。参加する行事の活動団体は、8割以上が「町内会」であり、「子ども会」が2割程度となっています。年齢別では「参加する」割合が最も高いのが、40歳代で8割以上となっています。40歳未満については、年齢が低くなるほど参加程度も低くなっています。また、地区によっても違いがみられ、明祥中学区や東山中学区、西中学区では参加程度が高い状況です。



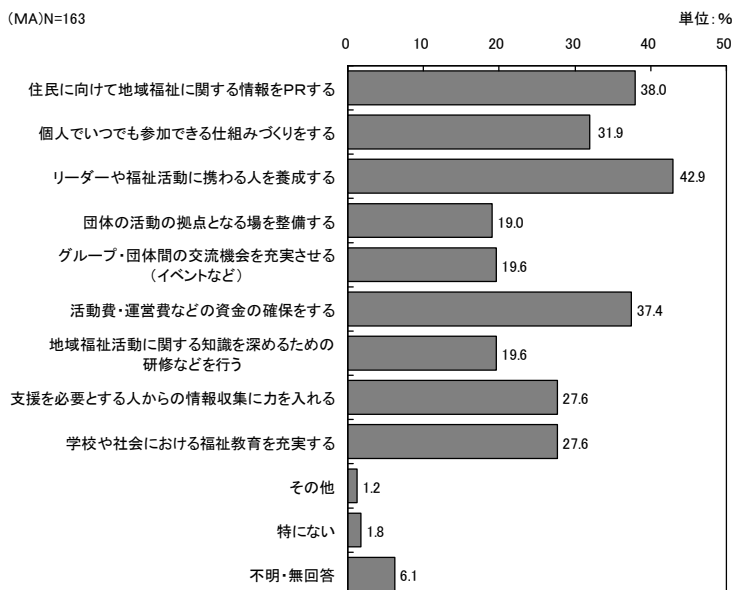
●地域活動やボランティア活動への参加については、「参加経験がある」（「参加している」と「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」の合計）は41.2%となっています。「参加している」割合は、男女別にみると男性の方がやや高くなっています。また、年齢別では、地域行事への参加状況と同様に「参加経験がある」割合は、40歳代で5割を超えて最も高くなっており、40歳未満については、年齢が低くなるほど参加経験も低くなっています。



●活動内容については、「町内会や福祉委員会などへの参加」が最も高く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーション活動」が高くなっています。参加理由については、「仲間が増えるから」や「支え合いのあるまちをつくるため」「自分自身の向上になるから」が高くなっています。今後、住みよいまちづくりを進める上で取り組むべき活動としては、「高齢者や障害者（児）への支援」、「防災や防犯など生活安全に関する活動」などが高くなっています。また、地域活動等に参加しやすくなる条件としては、高齢年齢の方からは「自分が健康であること」、若年齢層からは「時間や収入にゆとりがあること」が主にあがっています。

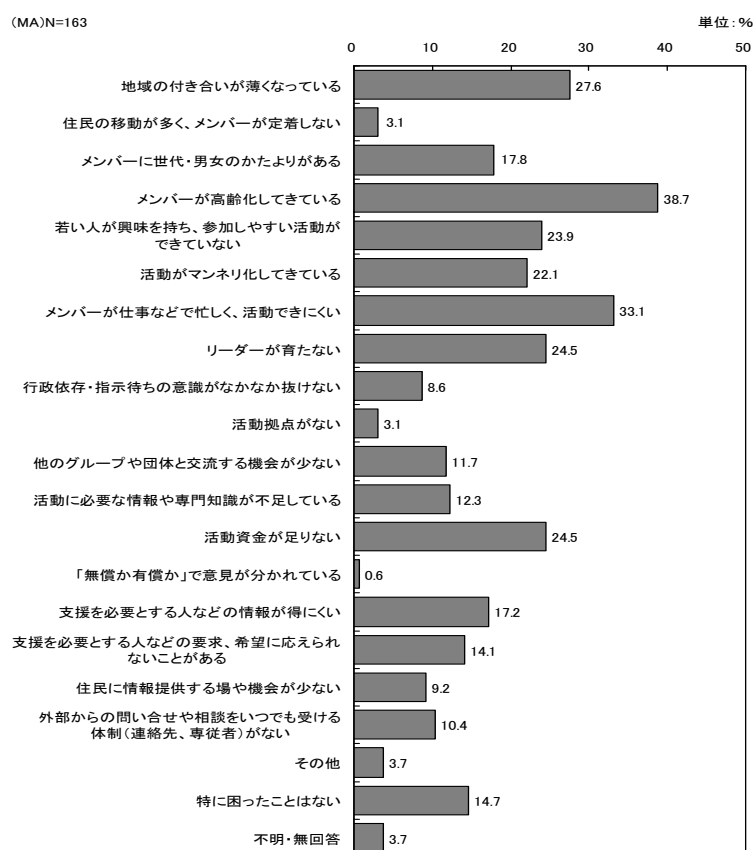


●今後、安城市において、地域でのボランティアや助け合いなど、地域活動をさらに活性化させるために必要だと思うこととして、「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」が42.9%で最も高く、次いで「住民に向けて地域福祉に関する情報をPRする」が38.0%、「活動費・運営費などの資金の確保をする」が37.4%となっています。



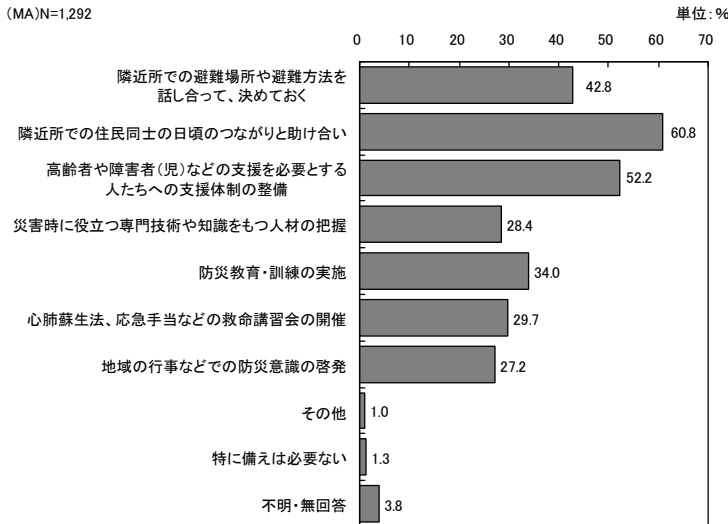
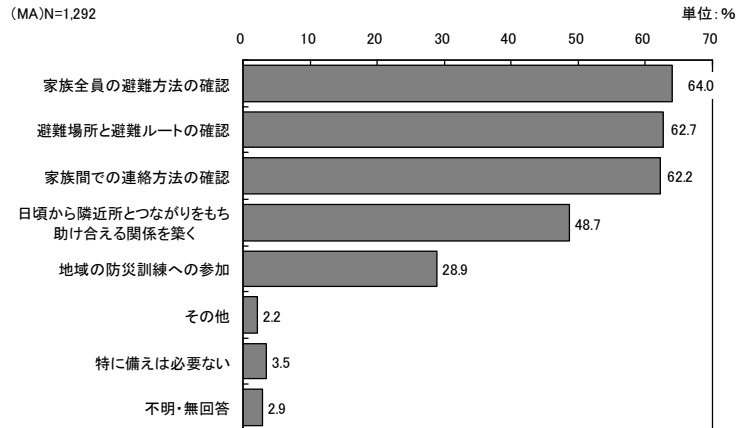
●「福祉関係者・団体向けアンケート」で、地域活動における課題については、「メンバーが高齢化してきている」や「メンバーが仕事などで忙しく活動できにくい」が高くなっています。

また、「市民アンケート」で、現在地域活動などに参加していない理由としても「仕事などの都合で機会がない」が最も高くなっていたことから、働いている人については参加したくても時間がない状況が存在することが考えられます。



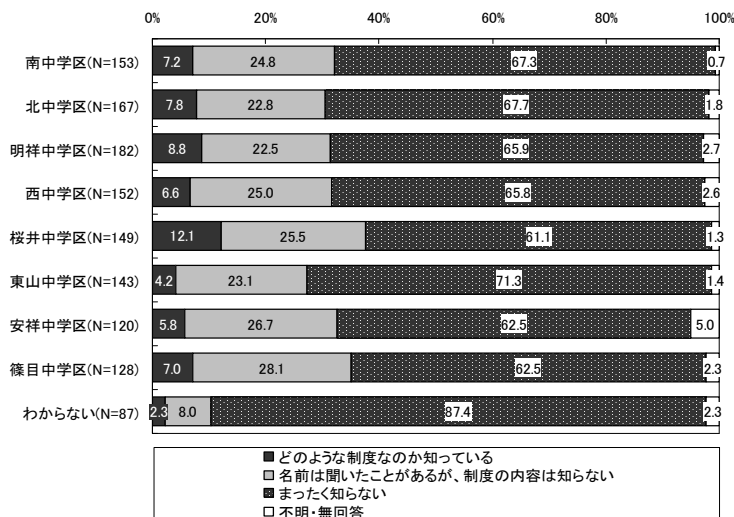
6 自主防災の取り組み、災害時要援護者支援について

●災害に備えて各家庭に必要なことについては、「家族全員の避難方法の確認」「避難場所と避難ルートの確認」「家族間での連絡方法の確認」がそれぞれ6割を超えて高くなっています。



●地域においてはどのような備えが必要となるかについては、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が6割を超えて最も高くなっています。近隣の人との付き合いの程度に関しては「顔が合えば、挨拶をする程度」が高いという現状となっていますが、災害時などには日頃からの付き合いが非常に大切になります。

●「災害時要援護者支援制度」の認知度については、制度の内容まで知っている方はわずか7.2%となっています。地域での災害時の備えとして日頃からの付き合いの他、「高齢者や障害者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」が5割を超えて高いことから、この制度の周知に努め、さらなる推進を図ることが必要であると考えられます。



3 各種会議の開催実績

1 地域会議

1回目開催実績

No.	地区 社協名	月 日	時 間	会 場	参加福祉 委員会数	参加者 総数
1	中部	6月19日(木)	午後1時30分～午後4時	中部公民館	13	65
2	西部	6月20日(金)	午前9時30分～正午	西部福祉センター	5	29
3	桜井	6月21日(土)	午前9時30分～正午	桜井福祉センター	12	127
4	中央	6月21日(土)	午後1時30分～午後4時	社会福祉会館	13	73
5	明祥	6月26日(木)	午後1時30分～午後4時	南部公民館	5	35
6	安祥	6月27日(金)	午後1時30分～午後4時	安祥公民館	9	55
7	東山	6月28日(土)	午前9時30分～正午	北部福祉センター	9	51

2回目開催実績

No.	地区 社協名	月 日	時 間	会 場	参加福祉 委員会数	参加者 総数
1	中央	7月10日(木)	午後1時30分～午後4時	社会福祉会館	13	68
2	西部	7月11日(金)	午前9時30分～正午	西部福祉センター	5	27
3	中部	7月11日(金)	午後1時30分～午後4時	中部公民館	13	64
4	桜井	7月12日(土)	午後1時30分～午後4時	桜井福祉センター	12	124
5	明祥	7月17日(木)	午後1時30分～午後4時	南部公民館	5	37
6	安祥	7月18日(金)	午後1時30分～午後4時	安祥公民館	9	55
7	東山	7月19日(土)	午前9時30分～正午	北部福祉センター	9	44
8	作野	7月19日(土)	午後1時30分～午後4時	作野福祉センター	7	14

※このほかに各町内福祉委員会での会議を随時開催

2 関係団体会議

開催実績

	月 日	時 間	会 場	出席団体数
1 回目	7 月 1 5 日 (火)	午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分	市役所大会議室	2 5
2 回目	8 月 8 日 (金)	午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分	市役所大会議室	2 2

関係団体会議名簿

当事者団体	ボランティア団体	NPO法人
安城市身体障害者福祉協会	託児グループ くれよん	NPO愛知ネット
安城市身体障害者福祉協会 (視覚部)	託児ボランティア 保育ママ	おやこでのびっこ安城
安城市身体障害者福祉協会 (聴覚部)	安城市更生保護女性会	i n g
安城市腎友会	まどか	あんぐる
安城市母子福祉会	地域生活支援会 C o . m i m i	えんご会
安城市老人クラブ連合会	ふれあい「えのき」	育て上げネット中部虹の会
安城市心身障害児を持つ親の会	点訳サークル きつつき会	angel-a(アンジェラ)
ひまわり会	手話サークル さくらんぼ	安城市体育協会
安城市手をつなぐ親の会	要約筆記サークル なしばた	
重度身体障害児(者)の地域生活を	安城市ボランティア連絡協議会	
考える会 すずらんの会		
ぶなの木家族会		
自閉症サポートセンター めーぶる		

3 福祉事業者による会議

開催実績

	月 日	時 間	会 場	参加 事業者数
グループホーム部会	6月13日(金)	午後1時30分～午後3時30分	市役所西会館	5
安城ケアマネット	6月13日(金)	午後1時30分～午後3時30分	社会福社会館	28
安城デイネット	6月17日(火)	午後1時30分～午後3時30分	市役所西会館	29
安城ヘルパーネット	6月18日(水)	午後1時30分～午後3時30分	市役所西会館	19
施設部会	6月25日(水)	午後1時30分～午後3時30分	市役所西会館	6

4 安城市地域福祉計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、住民の社会福祉活動の組織化を通じた個性ある地域社会の形成を目指すため、安城市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会)

第2条 広く市民の意見を反映させた福祉施策の基本的な計画としての地域福祉計画を策定するため、安城市地域福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市長からの諮問を受けて、地域福祉計画を立案し、市長に答申をするものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内及び助言者1人をもって組織する。

2 委員は、福祉、医療、教育等の関係者及び公募を含む市民の代表のうちから、市長が委嘱する。

3 助言者は、学識経験を有する者のうちから市長が指名するものとし、専門的な見地から意見を述べ、かつ、地域福祉計画立案の指導及び協力をするものとする。

(任期)

第4条 委員及び助言者の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとする。ただし、関係機関の役職等をもって委嘱されたものにあつては、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、議長を務める。

(補助機関)

第7条 協議会に実務的資料を提供するため、地域住民、職員等により構成する補助機関を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5 安城市地域福祉計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属（職名）
会長 (～H20. 6. 19)	杉本 汎平	社会福祉協議会前会長
会長 (H20. 6. 20～)	大見 賢治	社会福祉協議会会長
副会長	鳥居 玄根	町内会長連絡協議会会長
	深津 和代	民生委員児童委員協議会会計
	太田 克子	ボランティア連絡協議会会長
	山本 義昭	老人クラブ連合会書記
	都築 光哉	子ども会育成連絡協議会会長
	都築 雅人	医師会会長
	浦田 徳春	地区社会福祉協議会会長連絡会会長
	神尾 壽明	小中学校長会特別支援教育部長
	武智 弘	身体障害者福祉協会副会長
	松岡 万里子	NPO法人 i n g 理事長
	鳥居 肇	安城防災ネット代表者
	神谷 由美子	NPO法人 おやこでのびっこ安城理事長
	山下 美恵子	公募委員
	武馬 巴	公募委員
顧問	丹羽 典彦	日本福祉大学社会福祉学部実習教育研究センター前教授

6

諮問・答申

20福祉第58号
平成20年5月19日

安城市地域福祉計画策定協議会
会長 杉本汎平様

安城市長 神谷学

社会福祉法第107条の規定に基づく安城市地域福祉計画の策定について（諮問）

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し、サービス事業者の健全な発達や地域住民の福祉活動への積極的な参加を促進するとともに、本市の特性を生かした地域福祉を総合的・計画的に推進するため、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条の規定に基づく安城市地域福祉計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

平成21年2月25日

安城市長 神谷学様

安城市地域福祉計画策定協議会
会長 大見賢治

社会福祉法第107条の規定に基づく安城市地域福祉計画の策定について（答申）

平成20年5月19日付けで諮問のありました「社会福祉法第107条の規定に基づく安城市地域福祉計画の策定」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、住民の主体的な参加と市や社会福祉協議会、福祉事業者との連携による地域福祉の向上は、今後の安城市を築く重要な施策です。

このため、計画の実施にあたっては第1次計画に続き、計画の基本理念である「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」の実現に向けて、市、社会福祉協議会、住民、福祉事業者が互いに手を携えながら活動を進めることにより、本計画が着実に推進されることを要望します。

用語解説

— あ —

【愛知県国民健康保険団体連合会】

国民健康保険法（第83条）に基づき設立され、会員である保険者が共同して目的を達成するために必要な事業を行うことを目的としている団体です。国民健康保険法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく診療報酬の審査支払事務や介護保険法に基づく事業など、様々な事務や事業を行っています。その中には、介護保険法第176条第1項第2号に基づき、介護サービスの質の向上に関する調査及び指定事業者への必要な指導・助言を行うことも含まれています。これは、サービス利用者の権利擁護と介護サービスの維持、向上を目的とするもので、介護サービスに係る苦情の窓口は、ケアマネジャーのいる事業所や市区町村にも設置されていますが、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

【愛知県運営適正化委員会】

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で解決されるべきものとされています。事業者には、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をすることが求められています。運営適正化委員会（愛知県社会福祉協議会に設置）は、福祉サービスの利用者と事業者の間で生じた苦情で、解決が困難なものについて、公正・中立な第三者機関として、苦情解決を行なっています。利用者と事業者が話し合っても解決ができない場合や何らかの理由で福祉サービスの提供者に言いにくい場合などにも申し立てることができます。

なお、すべての福祉施設等の事業者は、苦情窓口の設置が義務化されています。

【愛の灯資金】

低所得世帯・障害のある人の世帯・高齢者世帯などに対し、生活資金・高額療養費・高額介護費の貸付を行い、その世帯の更生と経済的自立を助長することを目的とした貸付制度です。

【アクセシビリティ】

情報やサービス、環境、設備などを、障害のある人や高齢者も含めた様々な人にとって、利用しやすいものにしていくという考え方及び利用しやすいさの度合いのことです。

【一時・特定保育】

一時保育は、保護者の仕事や学校行事、冠婚葬祭への出席、又は心身のリフレッシュのためなど、緊急又は一時的に家庭での保育が困難となる場合に乳幼児を預かる事業です。

特定保育は、保護者と同居の親族がパートなどの就労により、定期的（概ね月64時間以上）に家庭での保育が困難となる場合に乳幼児を預かる事業です。

【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による非公的な福祉サービスのことで、フォーマルサービスの対義語として使われます。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取り組みができる点が特徴です。

【NPO(Non-Profit Organization)】

民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で、営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的にした団体のことです。

【NPO法人】

民間非営利組織のうち、所轄庁が法的な人格を認めた特定非営利活動法人のことです。平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されたことによって、法人格の取得ができるようになりました。団体が法人格を取得することで、対外的な信用性を高めることができます。

【エンパワメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場・家庭・地域など社会のあらゆる分野で、政治的・経済的・社会的・文化的な意思決定に十分にかかわることができる力をつけることです。

【OJT(On the Job Training)】

仕事に必要な知識や技能などを身につけられるように、業務の遂行を通して計画的かつ意識的に訓練をすることです。

— か —

【介護保険制度】

加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、共同連帯の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした介護保険法に基づく制度です。財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保障制度で、利用者の選択により各種の介護サービスを利用できるシステムとなっています。

【介護保険施設】

現行制度では、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設をいいます。

【介護予防】

「要介護状態になることをできる限り防ぐこと、また、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）」と定義されています。

どのような状態にある高齢者であっても、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護の予防や重症化の予防・軽減により、高齢者本人の自己実現の達成のお手伝いをし、その方の生活や人生を尊重し、できる限り自立した生活を営むことができるようにすることを目的にしています。

自分自身でできることを増やしていくための専門的な取り組みを基本として、身の回りのことは、できるだけ自分で行い、ボランティア活動や家庭内でも積極的に役割を担い、活発な生活を営むことが大切です。

【介護支援専門員(ケアマネジャー)】

要介護者等からの相談に応じ、その人の健康状態や家族状況、希望などを把握して、その人の立場に立って、最も適切な福祉サービスを組み合わせた計画（ケアプラン）を作成し、市町村、事業者および施設との連絡調整を図りながら、その福祉サービスが適切に受けられるように支援する者で、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な専門知識を有する人をいいます。

【ガイドヘルパー】

重度の視覚障害、脳性まひ等全身性障害及び知的障害のある人の外出時に付き添い、移動時の介護等を行うヘルパーをいいます。

【虐待等防止地域協議会】

虐待の予防と早期発見・対応・再発防止等について検討・協議するため、関係機関及び団体による連絡会を組織し、その連携を進め、もって虐待防止等の対応の円滑化を図ることを目的としています。

【緊急通報システム】

緊急通報装置を利用することによって、緊急時には消防本部内に設置する緊急通報センターに通知され、地域の方々の協力を得ながら、迅速で円滑な救助・援助を行うことができる仕組みをいいます。

【ケアマネジメント】

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整することをいいます。この支援を行う人が介護支援専門員(ケアマネジャー)です。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいいます。

【コーディネート】

仕事の流れを円滑にする調整のこと。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、その際に関係する施設、機関、団体の人たちとの調整のことを指し、その役割を担う人をコーディネーターといいます。

【講座型デイサービス事業】

介護保険の要介護認定者以外の方で、地域において支援が必要なひとり暮らし高齢者や社会とのつながりを必要とする高齢者の方々が、事業所ごとに囲碁、将棋、手芸などの趣味活動や各種教養講座、創作活動等を行うことにより、孤独感を解消するとともに生きがいを高めることを目的とした事業です。

【子育て支援センター】

子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設です。子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援などの活動を行っています。

— さ —

【災害時要援護者支援制度】

重度の障害のある人やひとり暮らしの高齢者など、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時などに地域の中で支援を受けられるようにする制度です。安城市の具体的な手順としては、①制度を利用したい人（要援護者）は、近所の人などで支援してくれる人（地域支援者）を決めて、登録台帳に載せることの同意を得ます。地域支援者の役割は、要援護者への日常の声掛けや、いざという時の安否確認、避難の手助けなどです。②要援護者は市に登録します。その際には「支援のために必要な個人情報」を地域支援者等に提供すること」に同意していただきます。③市は要援護者の「支援のために必要な個人情報」を、自主防災組織、地区担当の民生委員児童委員、地域支援者にお知らせします。

【在宅介護支援センター】

在宅介護の拠点として、介護に関する総合的な相談に応じるとともに適切なサービスが利用できるような支援をします。相談料は無料で、電話相談は毎日24時間受け付けています。

【児童クラブ】

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校1年生から3年生の児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供しています。

【市民活動センター】

市民の方が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを広げられるよう、市民活動のサポート拠点として安城市民活動センター（愛称：わくわくセンター）を開設しています。

広域的な情報・人材交流ネットワークの拠点となり、市民と市民ボランティア活動団体、企業、行政の協働、連携の役割を担います。「わくわくセンター」では、市民ボランティア活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や市民ボランティア活動団体の自立化を支援しています。特定非営利活動法人NPO愛知ネットが安城市の委託を受けて運営しています。

【社会人活用事業】

専門分野の優れた知識・技能を有する社会人を各教科の一部の領域を教授する講師として招聘することにより、生徒に、先端技術や各教科の専門分野における知識・技能を習得させ、健全な社会人となるための自覚を身につけさせるとともに、教員についても、地域の優れた社会人との交流連携により、意識、態度の変革を図る一助とするなど、学校教育の活性化を図る事業です。

【手話通訳者】

手話を用いて、聴覚障害のある人と健聴者のコミュニケーションの仲立ちをする人のことです。

【障害者自立支援制度】

「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること」を目的とした障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスを障害の区別なく一元的に提供する制度です。

【障害児デイサービス事業】

身体に障害のある人や知的障害のある18歳未満の人に対し、日常生活動作、創作活動及び機能訓練等の各種サービスを提供します。

【シルバー人材センター】

高齢者の生きがいと、健康保持のための基本方針に基づき、高齢者（会員）に対して常用雇用でない臨時的かつ短期的な仕事の提供や事業を推進しています。

【スキルアップ】

スキル(skill)とは通常、教養や訓練を通して獲得した能力のことです。生まれ持った才能に技術を加えて磨きあげたもので、日本語では技能と呼ばれることもあります。それを強化することをスキルアップといいます。

【スクールガード】

あらかじめ各小学校に登録した地域住民の方が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのことです。

最近、子どもたちが被害者となる事件・事故が大きな問題になっており、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校が家庭や地域、関係機関・団体と連携しながら、安全管理に関する取り組みを一層充実させる必要があります。

【セーフティーネット】

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策をいいます。広義には、安全の保障と解されます。

【生活支援ハウス】

ひとり暮らし高齢者などの退院後や住宅改修、介護者の入院など、家庭や家族事情により自宅での生活に不安のある人が入居できる施設です。（おおむね3か月を目安とします。）

【生活保護制度】

憲法第25条に規定する理念（生存権）に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、政府・自治体が経済的に困窮する国民に対して生活保護費を支給するなどし必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証する制度をいいます。

【生活支援員】

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、日常生活において判断能力に不安のある人との契約により、日常生活における福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援・大事な書類等の預かりなどを通じて、利用者が地域で安心した生活を送れるようお手伝いをする人をいいます。

【生活福祉資金貸付制度】

低所得世帯、障害のある人の世帯又は高齢者世帯に対し、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことができるよう貸付を行う制度で、愛知県社会福祉協議会が実施主体となり、安城市社会福祉協議会が窓口となっています。この制度の特徴は、貸付世帯に対する相談・援助・指導が民生委員児童委員によって行われる点にあります。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度です。

【セルフヘルプ(Self-help)】

ある特定の困難や問題、心の傷を抱えた当事者たちが自らの現状を自らで修正、改善する意思をもって集い活動をするもので、セルフヘルプグループとは、なんらかの困難や問題、悩みを抱えた人が同様の課題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団をいい、専門家の手にグループの運営を委ねず、あくまで当事者たちが独立しているというのが特徴的です。

【善意銀行貸付制度】

市民からの寄付金を財源に、安城市善意銀行が行う貸付制度のことです。一時的に生活費に困窮する人などを対象に貸付を行うほか、緊急の場合の対応もできるようにしています。

【早期療育】

乳児・幼児初期の発達はめざましく、この時期によりよい環境を整えて、適切な療育を進めることが成長を更に助けることになることと最近強く言われるようになりました。早期療育はこうしたことから始まり、およそ3歳ぐらいままでで次のような子どもを対象としています。①運動・ことばや情緒の発育が気になる。おすわりや歩行、言葉が遅い。②からだがやわらかかったり、逆に硬くつっぱったりしている。③各種検診（4か月、1歳6か月など）で発達が遅いといわれた。④妊娠中や出産時に異常があって、発育成長に不安がある。⑤障害の診断を受けた。（脳性まひ、ダウン症、運動発達遅滞）⑥その他、子どもの成長に関することや育児の不安など。

— た —

【第三者評価制度】

事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して福祉サービスの向上に結びつけるとともに、利用者が適切な福祉サービスを選択するための情報を提供することを目的として、事業者および利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの質を評価する制度です。

【多目的トイレ】

障害のある人だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子どもを連れた人、大きな荷物を持っている人などが利用しやすいよう配慮して作られたトイレのことをいいます。

【男女共同参画社会(gender equality)】

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、1999年（平成11年）6月23日に公布・施行されました。

【地域包括支援センター】

社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員の3つの職種がチームとなって、住みなれた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健・福祉サービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談・虐待防止・権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関です。

【地域自立支援協議会】

障害のある人もない人も、共に暮らすことのできるまちづくりを進めていくために、問題となることを話し合っ解決を目指し、共に暮らせる地域づくりの課題を解決するための方法の検討、中立で公平な相談支援事業の実施に関することや地域の関係機関相互の連携強化、社会資源の開発及び改善等の推進に関することを行います。

【地域密着型サービス】

住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするために、認知症ケアの充実を図り、地域に開かれた良質なサービス提供を確保するためのサービスです。

認知症の方が、共同で生活している住居の中で、介護や日常生活の援助を行う「(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」、夜間、深夜または早朝の定期的な巡回訪問、あるいは通報を受けて、排せつの介助などのサービスを行う「夜間対応型訪問介護」、中・重度の状態になっても在宅生活を継続することを支えるため、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせで行う「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」などのサービスがあります。

【チャイルドライン】

18歳までの子どもを対象とした子ども専用の電話のことです。

【つどいの広場】

主に乳幼児(概ね3歳未満)を持つ親とその子どもが気軽に集うことができる場所を提供し、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、親子同士の交流や育児相談などを行い、子育てへの負担感の解消を図ることを目的としています。

【DV(ドメスティックバイオレンス)】

夫婦、恋人等親密な関係にある男女若しくは過去に親密な関係にあった男女間の、暴力その他の精神的、身体的又は経済的な苦痛を与える言動のことをいいます。

【出前講座】

行政の仕事に関することについて、市職員や社協職員が出向いてお話しをします。市民の自主的な学習活動を支援するとともに、市の現状を知っていただき、行政を身近に感じていただくために実施しています。平成20年4月1日現在では、環境、防災・安全、地域社会、健康等10分野、34講座があります。

— な —

【二次元コード】

水平と垂直方向、つまり二次元方向に情報を持つコードのことです。



【日常生活自立支援事業】

認知症の高齢者、精神障害のある人、知的障害のある人等、判断能力に不安のある人たちが地域において自立した生活をおくれるように、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいいます。社会福祉法に「福祉サービス利用援助事業」として位置付けられています。

【乳酸菌飲料宅配事業】

70歳以上のひとり暮らし高齢者（希望者）を対象に、安否の確認を目的に、週3回1本ずつ無料で配達します。

【認々介護】

認知症の人が、認知症の人の介護をすること。

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者、幼児など、すべての人々はこの社会を構成するかけがえのない個人であり、ほかの人々と同様に日常生活を営むことがノーマル（当たり前）な社会であって、そういったすべての人々を包含する地域社会のあり方を前提として、新たな社会福祉を構築していこうという考え方のことです。

— は —

【パネルディスカッション】

討論会の方式の一つで、一つのテーマを掲げ、様々な意見・立場の論者を複数（最低3人以上）集め、公開で討議を行うこと。

【パブリックコメント】

行政が政策立案等を行う際に素案を公表し、それに対して市民や関係者等から意見を提出していただく機会を設け、行政はその意見を意思決定に反映させていく制度です。

【バリアフリー】

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいいます。より広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている物理的、制度、意識、情報に係る全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

【ファミリーサポートセンター】

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育園の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動です。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」があります。

【フォーマルサービス】

制度に基づいて公的な機関が行う福祉サービスのことです。インフォーマルサービスの対義語です。

【福祉事業者】

福祉サービス等を提供している事業者や社会福祉法人、社会福祉協議会等を指します。

【福祉学習】

児童・生徒を対象として、ボランティア活動などを通じて福祉への理解と関心を高めるための学習をいうほか、地域などで成人が助け合いや福祉の精神を学ぶことまで広く呼びます。

【福祉電話】

継続して安否の確認を必要とする65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話訪問します。生計中心者の所得税が非課税で、電話機のない人には無料で電話機を貸し出しています。

【ランチ】

総称して「窓口」をいいます。たとえば、安城市における在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのランチ(地域住民からの相談を受け付け、地域包括支援センターへつなぐ窓口)機能も有し、総合相談窓口としての業務を行っています。

【ふれあい補償制度】

原則として5名以上のグループでの地域社会活動や社会福祉活動、青少年育成活動、社会体育活動などのほか、市主催行事への参加の際の怪我などに対する補償制度のことをいいます。

【ふれあいサロン】

地域の人たちが「気軽に、出会う、楽しく参加できる」「参加者が協力して企画・運営する」といふことをいいます。会場は公民館や集会所、個人宅など様々で、対象も子どもから高齢者まで幅広くなっています。

【ふれあいサービスセンター】

「年をとっても、障害を持っていても、住み慣れたまちで安心して暮らしたい。」という誰もが持つ願いを応援するために、平成9年7月にオープンしました。在宅の高齢者や障害のある人、また、その家族からの保健・福祉に関する相談に応じ、サービス提供及び地域との連携を進め、生活を支援しています。

【ホームヘルパー】

障害のある人や高齢者等の家庭を訪問し、日常生活の介護を行う人のことです。具体的には、食事介護、排泄介護、衣類の着脱介護、衣類の洗濯補修、住居の掃除、生活必需品の買物、関係機関との連絡、生活や介護に関する相談や助言を行います。

【ボランティア】

ボランティアとは、自分の意志で活動を選び、責任を持って金銭によらない、やりがいと成果のために活動する人をいい、市民社会をつくる重要な担い手です。

— や —

【友愛訪問】

近親者が近隣に居住していない概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週2回程度訪問します。閉じこもりの予防や孤独感からの解放を目的とした事業です。

【ユニバーサルデザイン】

障害の有無や年齢の区別なく、全ての人がいやすいように、製品、建物、環境などをデザイン（企画）することです。

【要約筆記者】

聴覚障害のある人に対して、話の内容などを、その場で要点をまとめて書くことで筆記通訳することです。ノートテーク（手書き）、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）使用の手書き、パソコンによる要約筆記などがあります。

— ら —

【ライフステージ】

生活段階又は人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、各々の段階をいいます。近年、それぞれのライフステージにおいて生起する生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されるようになっていきます。

【療育】

障害のある子どもの治療と教育（保育）を意味します。具体的には障害の軽減や障害の進行の予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ社会性を発揮させる援助などを行います。

【療育センター】

安城市療育センター（やまびこルーム）では、身体や知的発達に何らかの障害や遅れのある児童とそのお母さんが共に参加し、集団療育や親子遊びを通して基本的な生活習慣や社会性を身につけ、母子共に成長していくことを目的としています。

【臨床心理士】

臨床心理学を学問的基盤に、心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家をいいます。

【老人憩いの家】

高齢者が地域でレクリエーションや娯楽、教養向上のための諸活動を行う拠点として、設置されています。

【老々介護】

高齢者が、高齢者の介護をすること。

— わ —

【若者サポートステーション事業】

地域若者サポートステーションは、厚生労働省委託『若者自立支援ネットワーク整備モデル事業』として、平成18年度から全国25か所で始まり、19年度は50か所に設置されています。概ね15～34歳の「働きたいがどうしてもいいかわからない」「ブランクがあって社会参加に自信がない」「なかなか仕事が長続きしない」など、就労について悩みをもつ若者(若年無業者)とその保護者・家族が対象です。個別相談をもとに利用者のニーズや状態に合わせて支援プランを考え、必要に応じてネットワークを活用し、就労支援・保健福祉・教育関係・地域活動団体など他機関と連携し、紹介や情報提供を行っています。個別相談に加え、グループ体験、職場見学、就労体験の他、講演会やセミナーの開催なども実施しています。